

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見書を付して、下記のとおり報告します。

記

1. 健全化判断比率 (単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	備 考
— (13.64)	— (18.64)	9.7 (25.0)	8.4 (350.0)	・数値が算定されない比率は「—」で記載 ・()の数値は早期健全化基準

2. 資金不足比率 (単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業会計	—	・数値が算定されない比率は「—」で記載
工業用地取得造成事業特別会計	—	
住宅用地取得造成事業特別会計	—	

3. 監査委員の意見書

別紙のとおり